

## 情状鑑定の目的とは - 誰のための情状鑑定か

### The Purpose of Psychological Evaluation.

谷口（藤本）麻起子

Makiko Taniguchi(Fujimoto)

#### 要 旨

臨床心理士として情状鑑定を行った経験から、情状鑑定の目的、誰のための情状鑑定なのかということを検討することが本稿の目的であった。

従来の情状鑑定の目的は、適切な量刑の判断に貢献する専門的資料を提供することである。しかし「なぜ事件を起こしてしまったのか」を被鑑定人自身が了解し、更生へとつなげることも重要であり、鑑定を被鑑定人のために行うことも適切であると考えられる。実際に、心理臨床的に行われた鑑定もある。治療的アセスメントの考えに則れば、被鑑定人が主体となって鑑定を活かすという方法もあるだろう。

しかし治療的關係を持ちこみ過ぎれば、鑑定の枠になじまない弊害もあり得る。そこで十分見立てを行った上で臨床的な鑑定を行う必要があることが考えられた。

Key Words: 情状鑑定, 心理, アセスメント

#### 1. はじめに

筆者は臨床心理士として、情状鑑定<sup>1)</sup>を行った経験<sup>2)</sup>がある。その例は少ないながらも、筆者には常に「情状鑑定は誰のためにあるのか」という問いが頭の中を巡っていた。

筆者が実施した情状鑑定について簡単に述べると、開示された資料を読み込んだ上で被鑑定人と面談・心理検査を行い、そこから考えられたことを報告書ないしメモとして作成し、公判において証言するというものであった。目的は大まかに言えば事件の動機、「なぜこのような事件を起こすに至ったのか」を科学的に検証し、量刑判断の材料として提供することであった。ゆえに筆者の主観では、鑑定結果は弁護人あるいは検察官の互いの主張のためのものであり、判断をする裁判官と裁判員のためである。

そして筆者の経験した鑑定は全て裁判員裁判であったため、特に「裁判員に」わかるように証言することが強調されたが、「被鑑定人にわかるように」とは一度も言われたことが

ない。公判という場が鑑定結果を被鑑定人にわかるよう説明する場ではないことは重々承知であるが、では被鑑定人にフィードバックの面談ができるかといえば、そのような面談は鑑定には含まれないとして反対意見が多く、被鑑定人が鑑定内容を理解することは重視されていないのではないかと思われた。

つまり鑑定というのは鑑定を受ける被鑑定人のためのものではないのである。被鑑定人のある種の努力なしに鑑定はあり得ないが、にもかかわらず鑑定が直接本人のためのものではないということに、筆者はいささかむなしさを感じた。

「情状鑑定は何のためにあるのか」については、後述するように、明確に定義されている。また個々の鑑定において、その目的は当然明確にされている。そうでなければそもそも鑑定が採用されたり実施されたりすることはない。鑑定の目的については、「何のために」でよいのであろう。しかし結論を先取りして述べると、臨床心理士として鑑定を行う、つまり臨床心理学的なアセスメントを行う以上、あくまでそれは被鑑定人のための鑑定でなければならないのではないかと筆者は考える。

そこで本稿では、「誰のための情状鑑定か」という問いについて検討することを目的とする。そのためにまず法曹における情状鑑定の目的についてまとめ、次に対人援助職、特に筆者と同じ臨床心理士の述べる情状鑑定の目的についてまとめる。さらに、心理アセスメントを処遇や治療方針の材料にするだけでなく、治療的にアセスメントを活用するという「治療的アセスメント」の考えを検討することで、臨床的な情状鑑定について検討する。

ところで、筆者の経験が成人を対象とした鑑定に限るため、ここで扱う鑑定については、成人対象のものに限定していることを断っておく<sup>3)</sup>。

## 2. 情状鑑定とは

鑑定とは、“裁判官の判断を補助するために、特別の学識経験を有する者が、その学識経験により知りうる法則またはこれに基づく事実について判断を行うこと”（刑事訴訟法第165条）であり、その中で情状鑑定とは、“訴因事実以外の情状を対象とし、裁判所が刑の量定、すなわち被告人に対する処遇方法を決定するために必要な智識の提供を目的とする鑑定である”（上野、1977）とされる。またここでいう“情状”については“訴因事実すなわち犯罪が成立するかどうかに関わる事実以外の犯罪に関わる事情のこと”で、特に“犯行の動機や態様、計画性や意図の強さなど犯罪自体の重大性評価に関わる情状”を“犯情”、被告人の年齢、社会的地位、更生に資する環境など犯罪自体の評価に関わらない事情を“一

般情状”と呼ぶことが一般化しているという<sup>4)</sup>(本庄, 2015)。基本的には犯情に見合った量刑が行われるべきであるが、それには幅があるので、その幅の内部で一般情状を加味したうえで最終的に言い渡す刑を決めるべき(本庄, 2015)というところに、鑑定の役割があると言える。

そして重大事件においては、結果の重大性や犯行態様の悪質性に目を奪われて、犯情を重く評価する傾向があるように思われるため、経験科学の専門家が、一見無関係なものも含めて犯行時の意思決定に関わる事情を幅広く考慮して犯行動機を評価すれば、被告人の犯行についての非難可能性の評価が変わってくる場合がある(本庄, 2015)という。つまり裁判官や裁判員が先入観や印象にとらわれず、「なぜこのような事件を起こすに至ったか」についての可能な限りの真相を科学的に示し、適切な量刑の判断に貢献する専門的資料を提供することが鑑定の目的となると言えるだろう。

ならば「誰のための鑑定か」という問いは、直接には量刑を決めるべき立場にある裁判官及び裁判員のためということになる。

この点について異論はない。しかしここに「被鑑定人のため」の鑑定という考えもできるのではなかろうか。被鑑定人にとって、「なぜ事件を起こしてしまったのか」は明白ではない。明確な意図をもって事件を起こしていると考えたり、事件という結果には何か明確な原因や動機があるはずだと考えたりする人もあろう。しかし、例えば不登校に原因がしばしばない、あるいは本人も行けない理由がわからない、また行こうと思っけていても行動として学校に行けないように、意思がなければできないと思われる行為であれ、「なぜこのような行動をしてしまうのか」の理由は本人もわからないものである<sup>5)</sup>。

須藤(2016)の述べるように、人間行動科学<sup>6)</sup>は犯罪に至る被告人の主観的な流れを追って動機形成に至る内的なストーリーを探っていくもので、動機形成のプロセスは「原因-結果」の直接的因果論をとらない。仮に明確な動機があったとしても、「ではなぜそのような動機をもつに至ったのか」と考えると、因果関係ではとらえられず、内的なストーリーとして考えていくことが適しているといえる。例えば「ある人に憎しみを抱いていた」というのが事件を起こした動機だったとしても、そこには憎しみを抱くに至ったプロセスがあり、また憎しみを抱いてから事件を起こすまでもプロセスがある。決していくつかの明確な原因があり、直線的に事件につながるものではない。事実と心情とが幾重にも重なった、その結果の1つとして事件というものがある。事件を取り巻く事実や心情が、鑑定人の助けを借りて織られていき、立体的に事件が見えてくる中で、初めて本人も動機ら

しきものを了解する、というのが実際のところであると思う。

さらに面接を通じて自身の情緒や思考の在り方がみえ、幼少期からの体験を語る中で、自分とはどういった人間なのか、人生の中でこの事件はどう位置付けられるのかということも考えられてくる。

もちろん被鑑定人本人が事件を起こした理由に納得したかどうかにかかわらず、決定された量刑については、自分の責任で引き受けるべきである<sup>7)</sup>。しかしそのためにはやはり、「なぜ事件を起こしてしまったのか」を、自分の人生のこととして考え、了解することが必要である。被鑑定人の中には、「不当に理解されないまま刑が課された」と受けとめる者もいるであろう。いわば被害者意識をもったまま服役しても、それが更生につながるとは考えにくく、罪悪感なども出てきづらい。須藤（2016）も、“人生の一端を理解してもらえたという自己の体験の基盤があってこそ、被害者に与えた影響の大きさに気づき、後悔などの思いがはじまるといってよいだろう。”と述べている。

つまり情状鑑定は、被鑑定人が自分の起こしたことを自分の人生の流れの中に位置づけ、自分のものとしていくプロセスであり、それはすなわち被鑑定人のためのものであると考えることができる。

ところで鑑定面接の中で「なぜこのような事件を起こすに至ったか」について気づき、自分なりのストーリーを描く人もいるが、鑑定面接にはそれほど時間や回数をかけられない場合も少なくなく、また筆者のように投映法の心理検査を用いると検査意図がほとんどわからないため、鑑定場面だけで気づきを得られることは難しいのではないかと思われる。報告書や公判の証言も被鑑定人の知るところとはなるが、質問等はできないため、理解不十分のままになってしまうこともあるだろう。

よって被鑑定人には、あらためて鑑定の結果をフィードバックする場があることが本来望ましいであろう。鑑定の枠を超えるという点があるにせよ、科学的に検証された鑑定結果を裁判のためでなく、被鑑定人の更生のためにも使っていくことは、有益であると思われる。この点については、あらためて「6. フィードバック面接について」で述べる。

### 3. 臨床的な情状鑑定について

臨床心理士である村尾（2015）は、自身が担当した私的鑑定において、母子関係の調整が事件の内省を深めるうえで必要であり、また将来の親子関係を考えるうえでも必要であると判断し、情状鑑定の中で家族療法的なセッションを設定して母子関係の修復を目指し

た。被告人が母親への不満を語りながらも、直接母には不満を出せないという状況をふまえ、母親と被告人のジョイント面接を実施したのである。また被告人、母親に個別に面接をしてフォローも行った。あくまで担当弁護士が“母子関係の改善が一般情状を考えるうえで必要であると判断し、その方向でのかわりを認めた”という中での面接実施ではあるが、母子関係の修復という、多分に臨床的な役割を果たした鑑定であるといえよう。

また筆者である村尾は、情状鑑定であろうがなかろうが、“被告人に弁護人がついた時から、あるいは犯罪で捕まった時から、被告人に必要な心理的、福祉的な手当てを検討していくことはきわめて意義のあることであろう。”と述べている。つまりこの立場では、“裁判という人間を変容させる力が強く作用するプロセス”の中にある鑑定を通して、被鑑定人の変容を助けるのが鑑定の目的の1つであり、鑑定は被鑑定人のためのものであると言える<sup>8)</sup>。もっといえば、鑑定自体が人格の変容のための1手段であると考えられていると筆者は解釈した。

一方、須藤(2015)は被鑑定人への治療的・教育的な働きかけや家族関係の調整というものは第一義的には求められていないとするものの、そのような要素を排除するものではなく、臨床的な要素が付随的に包含されていくと主張している。具体的には、“情緒的交流の場としての面接”、“動的アセスメント”、“被告人にとっての「理解される」という体験”が、自分自身の生き方を考える機会になったり、自分の犯した犯罪の意味を(押しつけの罪悪感でなく)理解できたりする効果をもたらすと述べている。“被告人”を“クライエント”、“犯罪の意味”を“症状や問題行動の意味”に置き換えれば、これは心理臨床そのものの話である。

何を第一義とするかの違いはあるように思えるが、両者とも鑑定を通じて被鑑定人に人格の変容や、自身の生き方を考えるという心理臨床の本質を実践していることに変わりはない。臨床心理士が心理鑑定・情状鑑定の被鑑定人のために行っていく意義というのも、まさにこの点にある。

とはいえやはり臨床的な鑑定というのは目的を超えてやり過ぎているように思える方もおられるであろう。そこで、次に近年支持されるようになってきた、アセスメントをより治療的に生かそうとする「治療的アセスメント」の考えを紹介し、鑑定を臨床的に行うことの意義について、もう少し論を進めたい。

#### 4. 治療的アセスメントについて

Finn (2007/2014) によると“治療的アセスメント (Therapeutic Assessment)”とは、半構造化された、治療者とクライアントとの協働的アセスメントのことである。具体的な治療的アセスメントの一般的フローチャート及びその背景にある深い理論については成書をご覧いただくとして、ここでは鑑定について論じるに当たって必要だと思われる、“伝統的なアセスメント”の考えと対比させた治療的アセスメントの特徴について、Finn (2007/2014) を参考に述べることにする。

伝統的な心理アセスメント<sup>9)</sup>の目的は、受け手(相談者)の理解、診断や治療計画策定、あるいはそのための情報収集である。筆者の受けた訓練課程は当時ある程度一般的であり、かつ伝統的な心理アセスメントの考えに基づいていたと思われるが、計画的に検査を用いてアセスメントすることはあまり重視されず、検査を主軸としてアセスメントする場合は、治療者と検査者は別にするという考え方があった。つまり検査を大きな柱とするアセスメントと、治療過程というのははっきりと分けるという考えであった。どのような情報が治療者にとって必要かという観点から施行される検査が選ばれ、ひとたび検査結果を元に相談者の理解(見立て)ができ、治療計画が形になると、その後の面接の中でアセスメント結果が直接取り上げられることはほとんどなかったように思う。初期のアセスメント結果が先入観とならないようにすることや、アセスメントというのはその都度行い、修正・改良していくものであるという考えがあったためであろう。しかしアセスメントを受ける側とすれば、治療のためという以外は検査の目的もよくわからず検査が施行され、その結果がどのようなものであり、どう自分にとって生かされるかわからないままに治療が進められるという体験であったと思われる。もちろん相談者のための検査ではあるものの、あくまで検査結果は相談者の変化・変容を促す治療プロセスのための資料であり、相談者には内実が明らかになることはなく、どちらかという治療者のための検査であると言える。裁判官・裁判員のための鑑定は、この伝統的アセスメントの色合いが強いと思われる。

他方治療的アセスメントでは、アセスメントには人生を変化させる力があると考え、アセスメントの目的は、相談者の問題行動が起きる必要十分な文脈的条件を特定することである。アセスメントの目的自体、相談者と治療者(アセスメント実施者)との話し合いの中で問いが立てられ、その問いに答えられる検査や面接が組まれていく。そしてアセスメント結果は相談者にフィードバックされ、かつアセスメントで焦点が当てられていた問題を直接自分の目で見て、調べ、検討する機会をもってもらい、まとめと話し合いのセッションをもつ。書面によるフィードバックでは、報告書の一部ではなく、問いに対する検討

や、まとめと話し合いによって得られた情報を盛り込んだ“手紙”を相談者に渡す。アセスメント後に継続的なセラピーに入る相談者は一部であるため、フォローアップとして2、3か月後にもう一度面接を行ってアセスメントを見直したり、その後生じた質問や変化について話し合ったりする機会とする。

つまり治療的アセスメントでは、あくまで検査は相談者のためのものであり、アセスメント自体が相談者の変化・変容を促す手段として積極的に活用されていると言える。そしてアセスメントを活かす主体は相談者である。具体的な手続きを治療的アセスメントの通りにやるかどうかは別として、治療的アセスメントの方針を鑑定にも組み込んでいくことが、被鑑定人のための鑑定、ひいては更生のための鑑定へとつながるのではないかと思われる。伝統的アセスメントから治療的アセスメントへとアセスメントの目的・意味づけが変わってきている今、従来の鑑定の目的に答えるだけでなく、被鑑定人の“なぜ”に答える鑑定、被鑑定人が主体的に鑑定を活かすことを通して、被鑑定人の変容が促されるという治療的側面を出した鑑定を行っていくことも必要ではないだろうか。

## 5. 鑑定人－被鑑定人の関係性について

鑑定を被鑑定人のために行うということについてこれまで論じてきたが、ここで問題となるのは「鑑定人－被鑑定人」の関係性についてであろう。鑑定という枠組みの中で自分のこと、あるいは自分が行った事件について考えていく過程の中で気づきや治癒的作用が働くならば、鑑定人は自然と治療者としての役割を果たしていることにもなる。鑑定人は決して治療者ではないにもかかわらず、治療的・カウンセラー的でもあるということに、村尾（2015）ではむしろ肯定的な側面が強調されていたように思われるが、ここに問題はないのだろうか。

筆者は以前、鑑定人は中立的であるべきであると述べた（谷口，2015）。被鑑定人の心には寄り添うべきであるが、だからといって被鑑定人が望むような結論を、結果を捻じ曲げて出してはならない<sup>10)</sup>。そして、鑑定の依頼者の主張する裏付けになるような鑑定を目指してもいけない。あくまで鑑定結果に忠実に、結論を導いていくのである。五十嵐（2013）、中谷（2013）も同様に、鑑定人は公平・中立な立場であるよう努めるべきであると述べている。被鑑定人との信頼関係なしにして信頼性の高い鑑定はなし難いが、それは鑑定者として真理を追うという意味での信頼であり、被鑑定人が有利と考える結論を出すという意味での信頼ではないことは、被鑑定人との間ではっきりとしておくべきであろう。

しかしここでさらに問題になるのが、「役割葛藤」、つまり鑑定者と治療者という二重の立場の問題である。中谷（2013）によると、鑑定人の治療的かかわりは被告人を告白へと導きやすいが、それが裁判の過程で本人に不利な結果をもたらすことがある（Stone, 1984）ということ踏まえ、精神科医<sup>11)</sup>の持ち前の情報収集能力を生かしてクライアントの語りを傾聴することが、精神鑑定の場面では二重スパイを演じることに繋がると指摘する。また Starsburger（1997）らは、共感的関係と司法的評価は両立し得ず、精神療法家の共感能力が醸し出す雰囲気は、鑑定の場では巧妙な詐術になるという。そのためアメリカでは、鑑定人と被鑑定人との間に元々治療関係がない場合でも、鑑定の面接で治療的、精神療法的な姿勢を示すことに否定的な意見が多いという（中谷、1993）。特に完全責任能力が認定されて有罪判決を受ける可能性が高い事例では、精神療法的姿勢は極力控えるべきであると中谷（1993）は言う。結果が治療ではなく刑罰ということになると、信頼した相手から裏切られたと認知され、トラウマを与えうるからである。

これはすなわち、鑑定の際に「相手に寄り添い、共感し、保護的である」鑑定人の姿勢によって信頼を感じた被鑑定人が、誰にも言えなかったことを鑑定で告白した、しかしその告白でもって被鑑定人にとって不利な証言や判決に結び付いてしまったということがあった時に、被鑑定人としては「裏切られた」気持ちとなり、傷つきにもなり得る、ということであろう。とはいえあまりに距離を取った態度であれば、信頼ある鑑定が難しいというのも事実である。

そこで筆者は鑑定の際、まず自分の立場を明確にしている。被鑑定人としては量刑に対する様々な思いはあるだろうが、その意図通りになるようサポートする存在ではないこと、はっきり言えば「味方ではない」と告げる。しかし事件に至った真相を共に明らかにしていくことは、被鑑定人自身がこれまでの、そしてこれからの生き方を考えることにもつながると思うので協力してほしい、といったことを話すようにしている。とはいえ話したからといって裏切り感のようなものが完全になくなることもないだろう。

ところで日本では性犯罪の場合を除いて、成人に更生プログラムが実施されることはほとんどない。鑑定の結果や提言は裁判に影響を与えても、その後の被鑑定人の受ける処遇には影響を与えないことも多い<sup>12)</sup>。鑑定後の一般面会でカウンセリングや治療はできなくてもないだろうが、その場合の費用は鑑定人持ちとなるため、通常の治療やカウンセリングとは意味が異なるものとなる。

つまり鑑定場面そのものが治療的、あるいはカウンセリング的役割を果たしても、鑑定



人がその後も責任をもって治療やカウンセリングを担当できるとは限らない。特に刑期が長ければ、刑期終了後に鑑定人が治療者として現役の活動ができていないのかは定かでない。もちろん被鑑定人が私費で鑑定人の元を訪れる場合もあるとは聞くが、それが一般的であるとは言い難いであろう。

ということは、鑑定場面で傾聴され、心理検査を受け、自分についての気づきが得られたところで治療は受けられないという、いわば宙吊りの状態に被鑑定人が置かれるという危険もあると言える。ここが治療や処遇のために行う一般的な心理アセスメントとは決定的に違うところであり、治療的な意図をもって鑑定を行うことは、実は危険であるとも言える。

「3. 臨床的な情状鑑定について」でみたような、鑑定における治療的効果は素晴らしいものの、それが被鑑定人の無意識の扉をあけ放ったまま手当てができないという危険性と背中合わせであった可能性も、考えておかなければならないだろう。心理士が共感や傾聴なしで鑑定面接を行うなどあり得ないが、どこまで聴くのか、深めるのかといったことは、被鑑定人の資質やどこまでその後更生資源があるのかといったことなどを見立てた上で、本来行わなければならないともいえる。しかし鑑定の目的のためには、被鑑定人が受け容れられる以上の検査を行い、鑑定結果を出さねばならないこともある。ならばせめて鑑定結果を被鑑定人にフィードバックする面接は実施できないのだろうか。最後に、鑑定のフィードバックについて述べる。

## 6. フィードバック面接について

筆者は治療や教育効果の可能性について、鑑定で証言したことがある。それは自分が治療を担当できないとしても、いつか被鑑定人がその必要性を感じたときに、誰か治療者につながればよいと考えてのこともあった。

また証言をした後、フィードバックの意味で面接を行ったこともある。筆者の証言を聞いて考えたことを尋ねてみると、筆者の意図が被鑑定人には伝わっていないと思われる点も多くあった。筆者の証言能力の問題も多くあろうが、裁判という特殊な場面で主に裁判員・裁判官らに向けられて発せられたことばが、被鑑定人に理解されないのはある意味当然である。

そして裁判での証言は、裁判という“場”であり“公”のためのものである。そこから被鑑定人が“私”のための鑑定と捉えなおし、再構成するためには、やはり被鑑定人との

面接が必要であろう。判決が出ればその内容によって揺れ動くこともあるため、判決前に鑑定結果と真摯に向き合い、自分について考える場があることが望ましいと思われる。

フィードバック面接を制度として行うにはほど遠いが、個々の鑑定ケースにおいて行い得たフィードバック面接の意義・問題点を検討していくことが、今後の課題であろう。

## 7. 終わりに

本稿では「誰のための心理鑑定なのか」という問いから出発し、「被鑑定人のための鑑定」であるために、臨床心理士としていかに臨床的に鑑定を行うかの態度論、及びその問題点について述べた。とはいえ鑑定を行ったことのある方には特に目新しい話でもなく、鑑定を行ったことのない方には、要旨のみえにくい論となってしまった感がある。

しかし鑑定が専門ではないが鑑定を行った心理士として、筆者はまだまだ課題も一応の結論も探索途上であるが、ゆえに考えを一度形にするという試みにはなったかと思う。

また本稿が、今後鑑定に携わっていく方々の思考の材料に、そして鑑定をどういった領域の専門家に依頼してよいのかと悩まれる法曹の先生方に、臨床心理士が果たせる役割の1つをお伝えする機会となれば、幸いである。

## 注釈

- 1) いわゆる「情状鑑定」について、「犯罪心理鑑定」という用語を用い、情状鑑定と区別する考え方もある（本庄，2015）。これらの区別については議論のあるところであるが、本稿では区別せず、「情状鑑定」の語を用いる。
- 2) 正式鑑定と私的鑑定両方の鑑定を実施している。
- 3) 成人と少年とでは事件の扱いが異なるため、鑑定の目的も異なってくる。
- 4) ただし本庄によると、ある情状事実が犯情と一般情状のどちらに分類されるかは、一義的には決まらないという。
- 5) 深層心理学的にはここに“無意識”の存在を仮定して論じるところであるが、本論では主軸の話ではないので、触れないでおく。
- 6) 須藤は「筆者の場合」と断っているが、人間行動科学全般ではなく、臨床心理学の考え方と言えるかもしれない。
- 7) もちろん公正な判断の結果であることが必要であり、被鑑定人の控訴や上告の権利は別に認められる。

- 8) ただし村尾の挙げる事例が私的鑑定であったことは留意すべきであろう。私的鑑定では鑑定の目的設定の自由度が比較的高いように思われる。
- 9) 「(心理) アセスメント」＝「心理検査」という意味で使用されることもあるが、元々心理アセスメントとは、面接・観察・検査等を通じて、来談者（鑑定では被鑑定人）の理解を試みる一連の行為のことを指しており、本稿もそれに倣う。
- 10) 人の心については多様な解釈があり得るため、そのうちのどれを採用するかにおいて、解釈する側の主観が入ることもある。意識的には中立的であると心がけていても、被鑑定人との関係性が無意識的に解釈に影響する可能性については、十分気を付けなければならない。
- 11) 中谷（2013）は医師が鑑定人を引き受けた場合の役割葛藤についての問題を論じているが、これはそのまま心理士に置き換えて考えられることであると思われる。
- 12) 医療刑務所に入るなど、医療を受ける対象となっている場合は別である

#### 文献

本庄武（2015）情状鑑定とは何か 須藤明・岡本吉生・村尾泰弘・丸山泰弘 刑事裁判における人間行動科学の寄与 情状鑑定と判決前調査 20-35 日本評論社。

五十嵐禎人（2013）刑事精神鑑定 日本精神神経学会 教育問題委員会 司法精神医学作業部会編 臨床医のための司法精神医学入門 9-37 新興医学出版社

村尾泰弘（2015）情状鑑定における調整的関与と司法福祉の可能性 須藤明・岡本吉生・村尾泰弘・丸山泰弘 刑事裁判における人間行動科学の寄与 情状鑑定と判決前調査 78-97 日本評論社。

中谷陽二（2013）司法精神医学倫理 日本精神神経学会 教育問題委員会 司法精神医学作業部会編 臨床医のための司法精神医学入門 155-170 新興医学出版社  
最高裁判例 1953（1953）2・19 刑集 7 卷 2 号

Stephen E. Finn (2007) *In Our Clients' Shoes: Theory and Techniques of Therapeutic Assessment*. Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum Associates. (野田昌道・中村紀子(訳)  
(2014) 治療的アセスメントの理論と実践 - クライエントの靴を履いて 金剛書房)

Stone AA (1984) The ethical boundaries of forensic psychiatry : A view from the ivory tower. *Bull Am Acad Psychiatry Law* 12:209-217.

Starsburger LH, Gutheil TG, Brodsky A (1997) On wearing two hats: role conflict

in serving as both psychotherapist and expert witness. *Am J Psychiatry* 154:448-456.

須藤明 (2015) 情状鑑定の現状と課題 須藤明・岡本吉生・村尾泰弘・丸山泰弘 刑事裁判における人間行動科学の寄与 情状鑑定と判決前調査 98-116 日本評論社.

須藤明 (2016). 心理鑑定における臨床面接の意義 橋本和明 (編著) 犯罪心理鑑定の技術 145-161 金剛出版 .

谷口麻起子 (2015) 鑑定人としての心理士の役割について 聖泉論叢, 23, 121-133.

上野正吉 (1977) 「刑の量定と鑑定 - 情状鑑定の法理」上野正吉・兼頭吉市・庭山英雄 編著 「刑事鑑定の理論と実務」 成文堂.